第四条の十六の見出し中「通知」を「通知等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　特定一般廃棄物最終処分場の旧設置者等は、当該特定一般廃棄物最終処分場の維持管理を行うために必要な範囲内において、機構に対し、当該特定一般廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の額を照会することができる。

第四条の十七中「の設置者」を「について法第八条第一項の許可を受けた者」に改める。

第五条の二第一号中「変更される」を「増大する」に改める。

第五条の四中「規定による」を削り、同条第六号ロ中「法第七条第五項第四号リに規定する」を削る。

第五条の三の次に次の八条を加える。

（旧設置者等による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請）

第五条の五の四　第五条の五の二の規定は、法第九条の二の三第二項の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認を受けようとする者について準用する。

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請）

第五条の五の五　法第九条の二の四第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　熱回収施設の設置の場所

三　当該熱回収施設における熱回収（法第九条の二の四第一項に規定する熱回収をいう。以下同じ。）に必要な設備に関する次に掲げる事項

イ　設備の種類及びその設備の能力

ロ　設備の位置、構造等の設置に関する計画

ハ　設備の維持管理に関する計画

四　当該熱回収施設における熱回収の内容に関する次に掲げる事項を記載した計画

イ　当該熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類

ロ　熱回収の方法

ハ　次の算式により算定した年間の熱回収率

$$A=\frac{E\times 3600+H-F}{I}\times 100$$

この式において、A、E、H、F及びIは、それぞれ次の値を表すものとする。

A　熱回収率（単位　パーセント）

E　熱回収により得られる熱を変換して得られる電気の量（単位　メガワット時）

H　熱回収により得られる熱量からその熱の全部又は一部を電気に変換する場合における当該変換される熱量を減じて得た熱量（単位　メガジュール）

F　廃棄物以外の物であつて燃焼の用に供することができるもの（第五条の五の七及び第十二条の十一の七において「燃料」という。）を熱を得ることに利用することにより得られる熱量（単位　メガジュール）

I　当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量（単位　メガジュール）

五　当該熱回収施設に係る法第八条第一項の許可の年月日及び許可番号

2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一　当該熱回収施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図

二　熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類

三　当該熱回収施設における過去一年間の熱回収の内容に関する前項第四号イからハまでに掲げる事項を記載した書類

四　当該熱回収施設について法第八条第一項の許可を受けていることを証する書類

（熱回収施設の技術上の基準）

第五条の五の六　法第九条の二の四第一項第一号の環境省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一　第四条に規定する基準（当該熱回収施設に係るものに限る。）に適合していること。

二　発電の用に供する熱回収施設にあつては、ボイラー及び発電機が設けられていること。ただし、当該発電の用に供する熱回収施設がガス化改質方式の焼却施設である場合にあつては、発電機が設けられていることをもつて足りる。

三　発電の用に供する熱回収施設以外の熱回収施設にあつては、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。

四　熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。

（熱回収施設を設置している者の能力の基準）

第五条の五の七　法第九条の二の四第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　次の基準に適合した熱回収を行うことができる者であること。

イ　第五条の五の五第一項第四号ハの算式により算定した年間の熱回収率が、十パーセント以上であること。

ロ　当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の三十パーセントを超えて燃料の投入を行わないこと。

二　当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。

（認定熱回収施設設置者の認定の更新期間）

第五条の五の八　法第九条の二の四第二項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（熱回収施設に係る焼却設備の構造）

第五条の五の九　令第五条の四第一号ロの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

一　空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼ガスの温度が摂氏八百度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。

二　燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

三　燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。

四　燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。

五　燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつては、この限りでない。

（認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出）

第五条の五の十　令第五条の五の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を都道府県知事に提出して行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　熱回収施設の設置の場所

三　認定の年月日及び認定番号

四　当該熱回収施設において熱回収を行わなくなつたときは、次に掲げる事項

イ　熱回収を行わなくなつた理由

ロ　熱回収を行わなくなつた年月日